

島根地方最低賃金審議会

島根県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

第2回会議 議事要旨

開催日時	令和2年9月28日（月）午後2時55分～午後4時30分		
開催場所	島根労働局専用大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 最低賃金に関する基礎調査結果について 2 設定様式について 3 金額審議		
議 事 要 旨			
1 部会長が、本日の会議は島根県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会運営規程第5条第1項但し書により会議を非公開とし、同運営規程第6条第2項及び第3項により議事録を非公開とし、議事要旨のみを公開する旨説明した。			
2 賃金室長が、当該業種にかかる最低賃金に関する基礎調査結果について、合同部会の配付資料に基づき説明した。			
3 設定様式について、事務局提案どおりとすることが確認された。			
4 金額審議において、労働者側からは、新型コロナウイルスの感染拡大による県内の自動車部品製造業への影響が5月を底打ちに、6月以降は徐々に回復の兆しを見せていること、コロナ禍以前の状況に戻るまでには至っていないものの新型車効果も手伝い需要は徐々に戻りつつあること。また、輸送用機械器具製造業の業種においては、深刻な人手不足の現状が認められることから、最低賃金を上げることにより人材確保のためのインセンティブを確実に確保する必要があることなどから引上げ額を16円として提示された。 一方、使用者側からは、企業はコロナ禍の中で依然厳しい状況にあること。島根県の自動車産業は西から東まで広範囲に点在しており、最低賃金の引上げに対する影響が大きいこと等から引上げ額0円（現状維持）の提示がなされた。 その後協議した結果、労働者側は引上げ額11円。使用者側は引上げ額5円とし、現時点			

でこれ以上の歩み寄りには困難であるとして次回へ持ち越しとなった。

- 5 部会長が、本会議の議事録及び議事要旨署名委員に、労働者側は岸本委員、使用者側は若松委員、公益は部会長を指名した。